

令和6年度第1回総合教育会議 次第

令和6年11月20日（水）午後1時00分

川島町役場本庁舎2階 委員会室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 川島町地域活動センター（仮称）の設置について

(2) 川島町地域活動センター設置及び管理条例及び施行規則について

4 閉 会

(1) 川島町地域活動センター（仮称）の設置について

川島町地域活動センター（仮称）検討委員会及び川島町地域活動センター（仮称）準備会において審議した結果、次のとおり決定しましたので報告します。

1 名称について

旧名称	新名称
川島町コミュニティセンター	川島町地域活動センターイースト
ふれあいセンターフラットピア川島	川島町地域活動センターウェスト
伊草公民館新館	ウェストきずな
三保谷公民館	イーストみらい

※旧小学校は地域活動センターに編入せず、現在と位置づけは変わりません

2 設置時期について

令和7年4月1日からとします。

これにあたり、町例規について以下のとおり廃止及び制定をします。

○令和7年3月31日までで廃止するもの

- ・川島町コミュニティセンター設置及び管理条例
- ・川島町コミュニティセンター設置及び管理条例施行規則
- ・川島町ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則
- ・川島町ふれあいセンター設置及び管理条例
- ・川島町公民館設置及び管理条例
- ・川島町公民館管理及び運営に関する規則
- ・川島町公民館使用規程

○令和7年4月1日から施行するもの

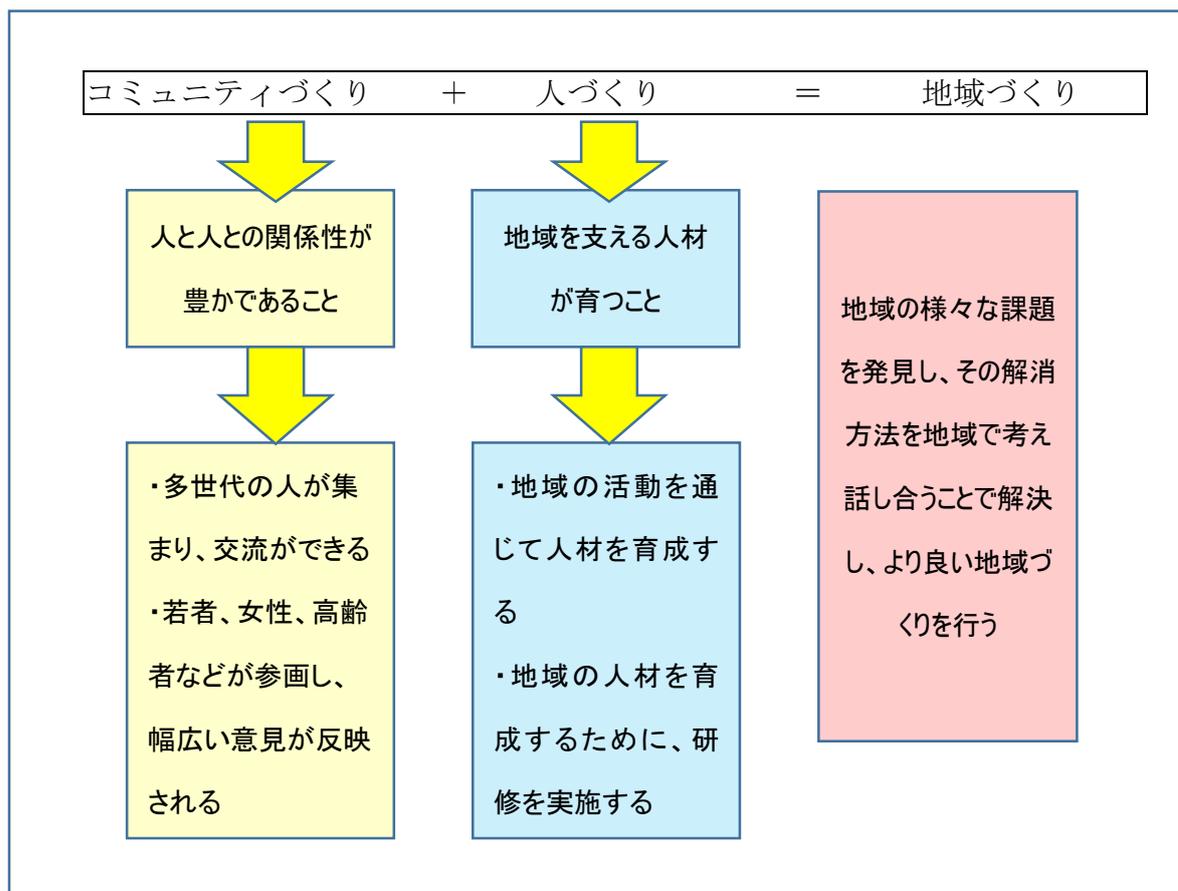
- ・川島町地域活動センター設置及び管理条例
- ・川島町地域活動センター設置及び管理条例施行規則

条例については、12月定例議会に諮ります。

3 基本方針、基本理念について

地域活動センターは、地域の様々な課題を地域が主体となり考え話し合い、解決していくことを支援することで、より良い地域づくりを行うことを目指します。

そのため、地域活動センターの目的・目標を【地域づくり】をしていくこととします。これを達成していくために、【コミュニティづくり】と【人づくり】を進めていきます。



4 まちづくり協議会の設置

地域活動センターが行政組織であるのに対し、住民が中心となる組織として『まちづくり協議会』を設置します。

まちづくり協議会は、地域の課題を集約・検討するための組織である『全体会』と、専門的な課題に対し、解消に向けた具体的な検討や取り組みを行う『専門部会』から構成されます。

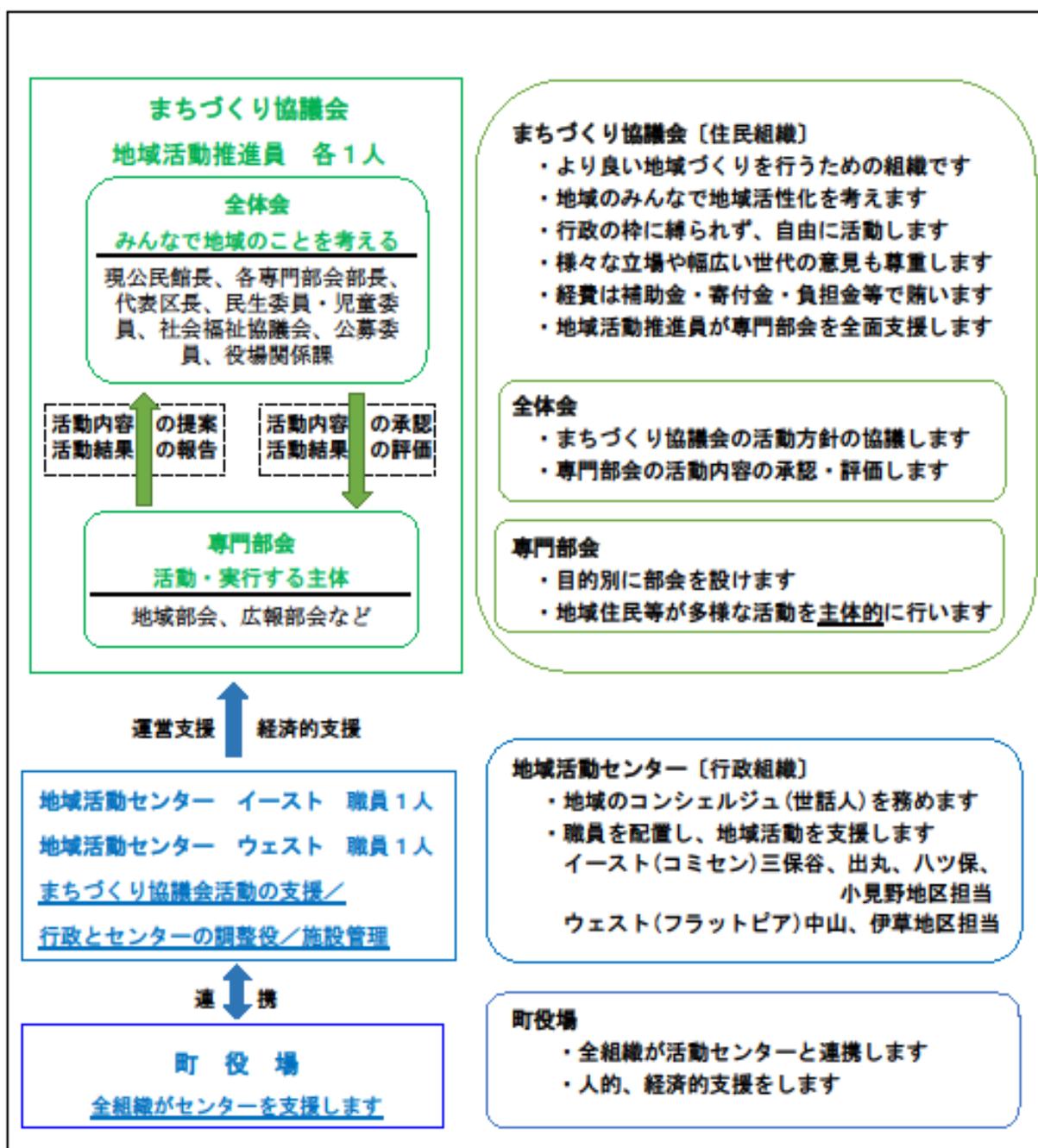
地域活動センターとまちづくり協議会が連携・協力しながら、【コミュニティづくり】と【人づくり】を進め、もって【地域づくり】を達成していきます。

〔地域活動センター・まちづくり協議会概念図〕

地域の皆さんが自由な発想で意見を出しながら、決定・実行していく新たな仕組みづくりです

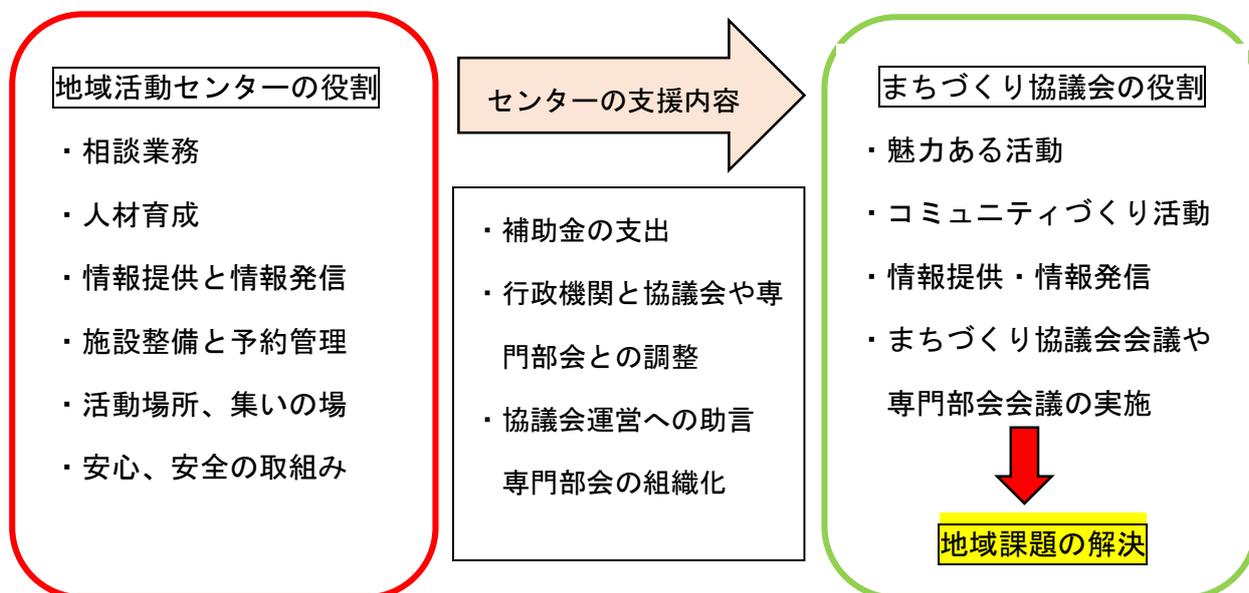
基本理念 地域の様々な課題を解決し、より良い地域づくりを行う

基本方針 コミュニティづくり 人づくり



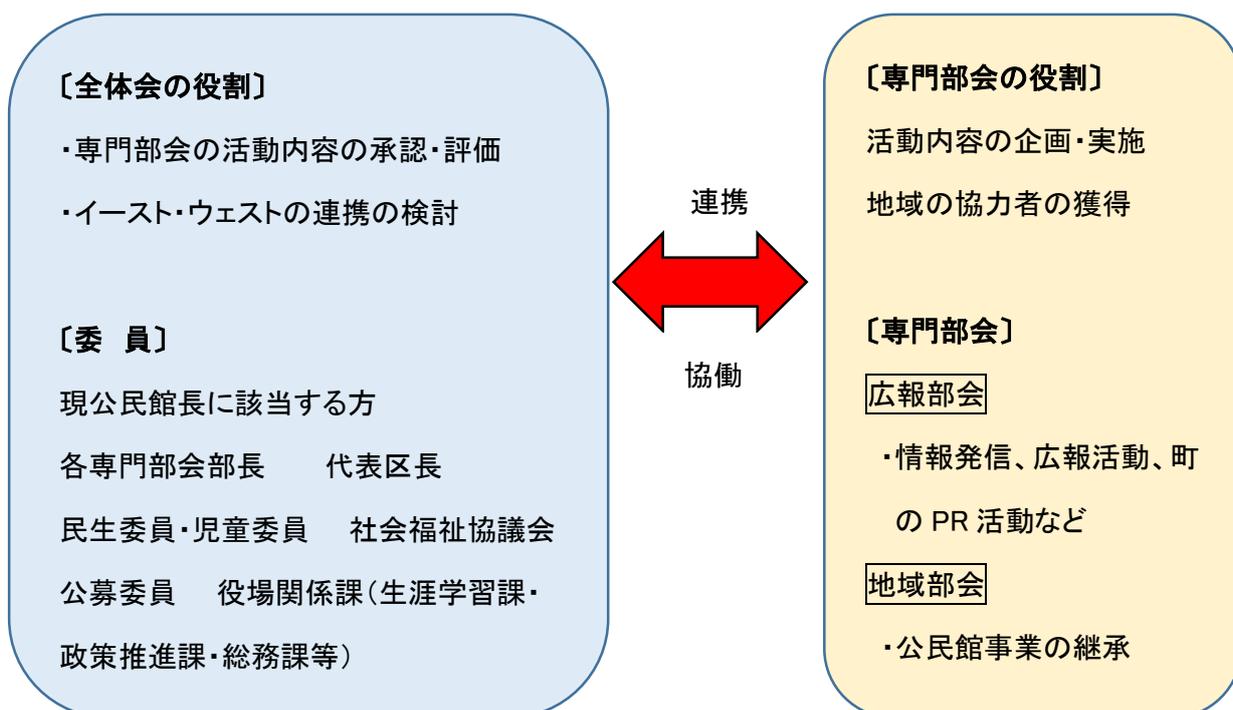
〔地域活動センターとまちづくり協議会の関係〕

地域活動センターは、基本理念を具現化するために、まちづくり協議会が主体となった公益的・社会的活動を支援します



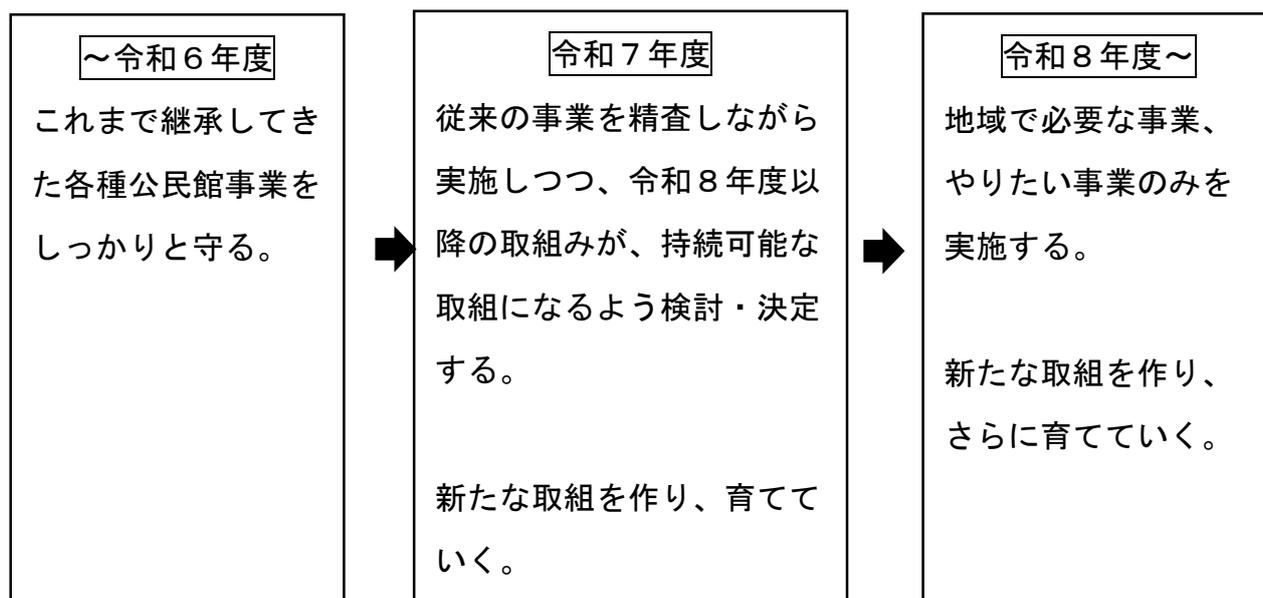
※まちづくり協議会は、地域活動センターの基本理念をふまえて、住民ニーズがあること、楽しいこと、やりがいがあることに取組みます

〔まちづくり協議会組織図〕



※専門部会は、令和7年4月時点の案であり、随時追加していく

5 令和7年度以降のまちづくり協議会活動方針、及び地域活動センターの支援方針



※『持続可能な取組』への視座と事例

①住民のニーズがあり、活動に携わる方々が「やってみたい」と感じる活動

【事例】「興風ひろば」寒空の下、公民館の駐車場で遊ぶ子供の姿を見て、中山公民館に尽力していただき、公民館を開放して子どもの居場所づくりが具現化した。

【事例】子どもに「きもだめし」を楽しんでもらうために旧小学校を会場に青少年相談員・子ども会が協力して実施した。

【事例】ギターを習いたいというご希望からギター教室を実施した。教室終了後もサークル活動が続き各種フェスティバルなどで演奏して皆さんを楽しませている。

【事例】地域を盛り上げるために旧小学校で、みんなの広場スタッフと地域住民がイルミネーションイベント及び中学生の吹奏楽の演奏会を実施した。

②各地区で実施していた取組みを「センター単位」、「町全体を単位」に実施

【案】各公民館で実施してきた「七つの祝い」を地域活動センターが中心になり、実施方法も大胆に見直して町全体で実施する。

【案】各地区のスポーツ大会で参加者が減少しているものは、センター単位で実施する

③現在の事業を改善・廃止して、関係者の負担を軽減する

【案】はるかぜウオークの受付方法を見直し、町が中心になり、スポーツ推進員など関係役員とともに実施する。

【案】盆踊り、体育祭、敬老祭を実行委員会制にして、それぞれ異なる責任者がセンターと協力して運営する。

6 地域活動センター設置にかかる検討の経緯について

期日	内容	対象者
令和6年 4月24日	定例教育委員会	教育委員
〃 5月 2日	議会文教厚生常任委員会協議会	文教厚生常任委員会
〃 5月18日～6月29日	地域説明会	全町民（7会場開催）
〃 5月29日	公民館運営審議会	公民館運営審議会委員
〃 6月13日	議会全員協議会	町議会議員
〃 6月14日	公民館長・主事会議	公民館長・主事
〃 6月28日	公民館運営審議会	公民館運営審議会委員
〃 7月 1日	社会教育委員会議	社会教育委員
〃 7月19日	公民館運営審議会	公民館運営審議会委員
〃 7月24日	7月定例教育委員会	教育委員
〃 7月25日～8月23日	町民コメントの募集	全町民
〃 7月26日	議会文教厚生常任委員会協議会	文教厚生常任委員会
〃 8月 1日	広報かわじま8月号に記事掲載	全町民
〃 8月29日	公民館長・主事会議	公民館長・主事
〃 8月30日	議会文教厚生常任委員会協議会	文教厚生常任委員会
〃 9月19日	議会全員協議会	議会議員
〃 9月25日	代表区長会議	代表区長
〃 10月 3日	社会教育委員会議	社会教育委員
〃 10月21日	議会文教厚生常任委員会協議会	文教厚生常任委員会
〃 10月24日	公民館長・主事会議	公民館長・主事
〃 11月14日～16日	施設利用団体向け地域説明会	全町民（6会場開催）
〃 11月15日	区長及び公民館委員説明会	伊草地区及び出丸地区
〃 11月20日	総合教育会議及び定例教育委員会	教育委員
〃 11月30日	区長及び公民館委員説明会	八ツ保地区
〃 12月15日	区長及び公民館委員説明会	中山地区
〃 12月19日	区長及び公民館委員説明会	三保谷地区
〃 12月21日	区長及び公民館委員説明会	小見野地区

(2) 川島町地域活動センター設置及び管理条例及び施行規則について

川島町地域活動センター設置及び管理条例

(目的及び設置)

第1条 地域住民が主体的に行う社会的、公益的な活動を支援するとともに、地域住民の交流並びに生涯学習を支援する施設として、川島町地域活動センター（以下「センター」という。）及び川島町地域活動センター別館（以下「別館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

川島町地域活動センターイースト	川島町大字下八ツ林923番地
川島町地域活動センターウェスト	川島町八幡六丁目1番地2

2 別館の名称及び位置は、次のとおりとする。

ウェストきずな	川島町大字伊草230番地
イーストみらい	川島町大字白井沼907番地

(事業)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域及び地域住民と協働した、地域の課題解決に資する活動及び学習の支援に関すること
- (2) 地域コミュニティづくりに必要となる企画調整等に関すること。
- (3) 地域で活動する団体の支援及び人材育成に関すること。
- (4) 地域活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (5) センター及び別館の管理及び運営並びに使用に関すること。
- (6) その他町長が必要と認める事業

(職員)

第4条 センターに、職員を置くことができる。

(開館時間及び休館日)

第5条 センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必

要があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に開館時間及び休館日を設けることができる。

(1) 開館時間 午前8時30分から午後9時まで

(2) 休館日 12月29日から翌年1月3日まで

(使用の承認)

第6条 センター及び別館を使用しようとする者は、規則で定めるところにより町長に申請し、その承認を受けなければならない。承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも同様とする。

2 町長は、前項の使用の承認に際し必要があると認められるときは、当該承認に係る使用について条件を付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第7条 前条の承認を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用承認の取り消し)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止させることができる。

(1) この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は町長の指示に従わなかったとき。

(2) 災害その他やむを得ない理由により、町長が必要であると認めるとき。

(3) 前2号のほか、町長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復)

第9条 使用者は、施設等の使用を終えたときは直ちにこれを使用前の状態に復さなければならない。なお、前条各号の規定により使用の停止又は承認の取消しを受けたときも同様とする。

2 使用者が、前項に規定する義務を履行しないときは、町においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第10条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その使用中にセンター及び別館の施設若しくは設備を損傷し、又は物品を滅失若しくは損傷したときはこれを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(使用料)

第11条 第6条の承認を受けて使用するものは、別表第1から別表第4に定める使用料を納入しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には使用料を減免することができる。

(1) 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため使用する場合

(2) センターの事業の用に供するため使用する場合

(3) その他町長が特別の事情があると認めた個人又は団体が使用する場合

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第6条第1項に規定する利用の手続等は、施行日前においても行うことができる。

(川島町コミュニティセンター設置及び管理条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 川島町コミュニティセンター設置及び管理条例（昭和56年条例第13号）

(2) 川島町ふれあいセンター設置及び管理条例（平成10年条例第30号）

(3) 川島町公民館設置及び管理条例（昭和46年条例第18号）

別表第1（第11条関係）

1 川島町地域活動センターイースト

室名	使用料 (1時間)
和室①	300円
和室②	200円
会議室①	300円
会議室②	200円
会議室③	200円
談話室	200円
備考	
<p>1 町民（在勤在学者を含む。）以外の者が使用し、又は町民以外の者が5割を超えて使用する場合は、上欄に掲げる使用料の倍額とする。ただし、川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町及び鳩山町の区域内に住所を有する者、在勤する者又は在学する者の使用料は上欄に掲げる使用料とする。</p>	

別表第2（第11条関係）

2 川島町地域活動センターウエスト

室名	使用料 (1時間)
多目的ホール	500円
和室	300円
研修室	300円
調理室	200円
備考	
<p>1 町民（在勤在学者を含む。）以外の者が使用し、又は町民以外の者が5割を超えて使用する場合は、上欄に掲げる使用料の倍額とする。ただし、川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町及び鳩山町の区域内に住所を有する者、在勤する者又は在学する者の使用料は上欄に掲げる使用料とする。</p>	

別表第3（第11条関係）

3 ウェストきずな

室名	使用料 (1時間)
和室	300円
会議室①	200円
会議室②	200円
備考	
<p>1 町民（在勤在学者を含む。）以外の者が使用し、又は町民以外の者が5割を超えて使用する場合は、上欄に掲げる使用料の倍額とする。ただし、川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町及び鳩山町の区域内に住所を有する者、在勤する者又は在学する者の使用料は上欄に掲げる使用料とする。</p>	

別表第4（第11条関係）

4 イーストみらい

室名	使用料 (1時間)
和室①	200円
和室②	100円
大会議室	300円
実習室	200円
備考	
<p>1 町民（在勤在学者を含む。）以外の者が使用し、又は町民以外の者が5割を超えて使用する場合は、上欄に掲げる使用料の倍額とする。ただし、川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町及び鳩山町の区域内に住所を有する者、在勤する者又は在学する者の使用料は上欄に掲げる使用料とする。</p>	

川島町地域活動センター設置及び管理条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、川島町地域活動センター設置及び管理条例（令和6年条例第●●号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委任)

第2条 川島町地域活動センター（以下「センター」という。）及び川島町地域活動センター別館（以下「別館」という。）の管理は、教育委員会に委任する。

(使用時間)

第3条 センター及び別館の使用時間区分は、午前9時から午後9時までとする。

(使用者の範囲)

第4条 条例第6条に規定するセンター及び別館を使用できる者は、原則5名以上で構成する個人又は団体であることとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときはこの限りではない。

(使用手続)

第5条 条例第6条の規定により、センター及び別館を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ様式第1号を教育委員会に提出しなければならない。

2 申請者は、使用日の1か月前から使用日までに申請書を提出するものとする。ただし、申請書の提出可能場所及び提出可能日時については、別に定める。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業等の使用申請については、教育委員会は同項に規定する受付期間前にこれを受け付けることができる。

(1) 川島町又は川島町教育委員会が主催、又は共催する事業

(2) その他町長が特に必要と認めるもの

(使用の承認)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請者の使用を承認する場合、承諾書を交付するものとする。

2 前項の承認を受けた者は、センター及び別館使用の当日、前項の承諾書を携行するものとする。

(使用の不承認)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センター及び別館の使用を承認しないものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) センター及び別館の施設、設備等を破損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に、暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認められるとき。
- (4) 専ら営利を目的とした活動であると認められるとき。
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動と認められるとき。
- (6) その他センター及び別館の管理上支障があると認められるとき。

(使用料の減免申請)

第8条 センター及び別館の使用料の減免を受けようとする者は、様式第2号により教育委員会に届出し、許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の使用料の減免申請について許可するときは、様式第3号の許可書を当該申請者に交付するものとする。

(使用料の還付)

第9条 条例第12条ただし書きの規定により、使用料を還付することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責に帰さない理由で使用することができなくなったとき。
- (2) 条例第8条第2号又は第3号の規定により使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命じたため、当該施設を使用することができなくなったとき。
- (3) 使用者が、使用日の3日前までに使用の申請を取り下げた場合において、町長が相当の理由があると認めたとき。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用方法について、事前に職員と必要な打ち合わせをすること。
- (2) 飲食を主な目的として使用しないこと。
- (3) 騒音、暴力等、他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (4) 劇薬、危険物等を搬入しないこと。

(5) 許可を受けた目的以外の施設、設備等を使用しないこと。

(6) 施設内を不潔にしないこと。

2 使用者が次の行為をするときは、事前に職員と調整を図らなければならない。

(1) 所定の場所に備え付けた備品等を移動するとき。

(2) 施設に特別の設備等を備え付けるとき。

(3) 館内に、貼り紙、釘打ち等をするとき。

(4) 物品の販売その他これに類する行為をするとき。

(5) 火器類を使用するとき。

(入所の禁止)

第11条 教育委員会は、センター及び別館の秩序を乱し、又は乱すおそれのある者の入所を禁止し、又はこれらの者に対し退所を命ずることができる。

(施設の立ち入り)

第12条 教育委員会は、施設の維持管理に必要があるときは、使用承認している施設に職員を立ち入らせることができる。

(補則)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(川島町コミュニティセンター設置及び管理条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は廃止する。

(1) 川島町コミュニティセンター設置及び管理条例施行規則（昭和56年規則第10号）

(2) 川島町ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則（平成10年教育委員会規則第1号）

(3) 川島町公民館管理及び運営に関する規則（昭和29年教育委員会規則第6号）

様式第1号（第5条関係）

川島町地域活動センター等使用申請書兼使用承諾書

申請第 号
年 月 日

川島町教育委員会 へ

川島町地域活動センター設置及び管理条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申込団体名		申込者氏名	
申込者住所		電話番号	
使用の目的 及び内容			
使用日時	年 月 日 ()	午前 時 分 ~ 午後 時 分	
使用施設	川島町地域活動センターイースト ・ イーストみらい 川島町地域活動センターウェスト ・ ウェストきずな		
使用室名及 び人員	室 名		使用人員 人
使用料	有 円		無（減免）
使用備品等			
備考			

上記のとおり承諾します。

申請第 号
年 月 日
川島町教育委員会

様式第2号（第8条関係）

川島町地域活動センター等使用料減免申請書

申請番号 第 号
年 月 日

川島町教育委員会 あて

使用申請者

住所

氏名

TEL (— —)

下記のとおり、川島町地域活動センター等の使用料の減免を受けたいので申請します。

記

使用団体名		
使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 ~ 時	
使用施設	川島町地域活動センターイースト ・ イーストみらい 川島町地域活動センターウェスト ・ ウェストきずな	
使用する室名 及び人員	室名	使用人員
	室	人
減免を受けよう とする使用料		
減免を受けよう とする理由		

様式第3号（第8条関係）

川島町地域活動センター等使用料減免許可書

申請番号 第 号
年 月 日

様

川島教育委員会

下記のとおり、川島町地域活動センター設置及び管理条例施行規則第8条第2項により、川島町地域活動センター等の使用料を減免します。

記

使用団体名		
使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 ~ 時	
使用施設	川島町地域活動センターイースト ・ イーストみらい 川島町地域活動センターウェスト ・ ウェストきずな	
使用する室名 及び人員	室名	使用人員 人
減免を受けよう とする使用料		
許可する理由		
許可の成否	許可 不許可	許可番号 第 号
備考		

「きもだめし」スタッフ



ギター教室の様子



イルミネーションイベント



中学生の演奏会

